



資料 7

働き方の多様性と健康を両立するには

Business Insider Japan 統括編集長 浜田敬子



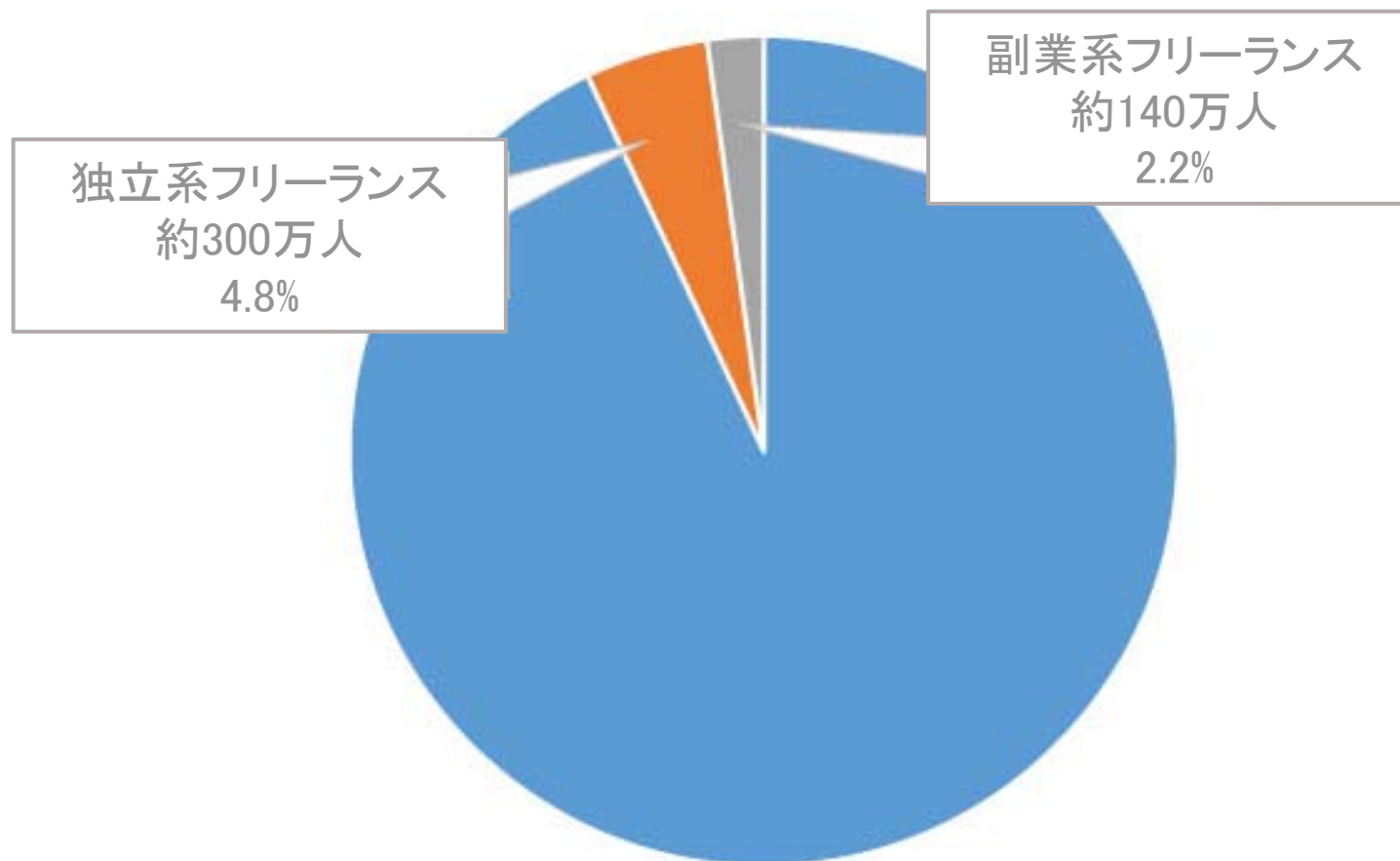
副業・兼業の解禁とフリーランス化

- 副業・兼業で転職せずとも本業以外で自分のスキルを試せる、などのメリットもある一方で、不安視される過重労働→健康不安
- 副業・兼業もフリーランスも管理者がいない中での自己管理を求められる
- 万が一の時のセーフティネットは？何を一番不安に思っている？



2018年のフリーランス人口推計

フリーランス人口は約440万人で就業者全体の7%
(フリーランスの定義を①雇用者のない自営業主もしくは内職であり、②実店舗をもたず、
③農林漁業(業種)従事者ではない、とした場合)



※フリーランス協会によるフリーランスの定義は「特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人」

出典：リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」(2018)
http://www.works-i.com/pdf/180906_jpsedcolumn.pdf

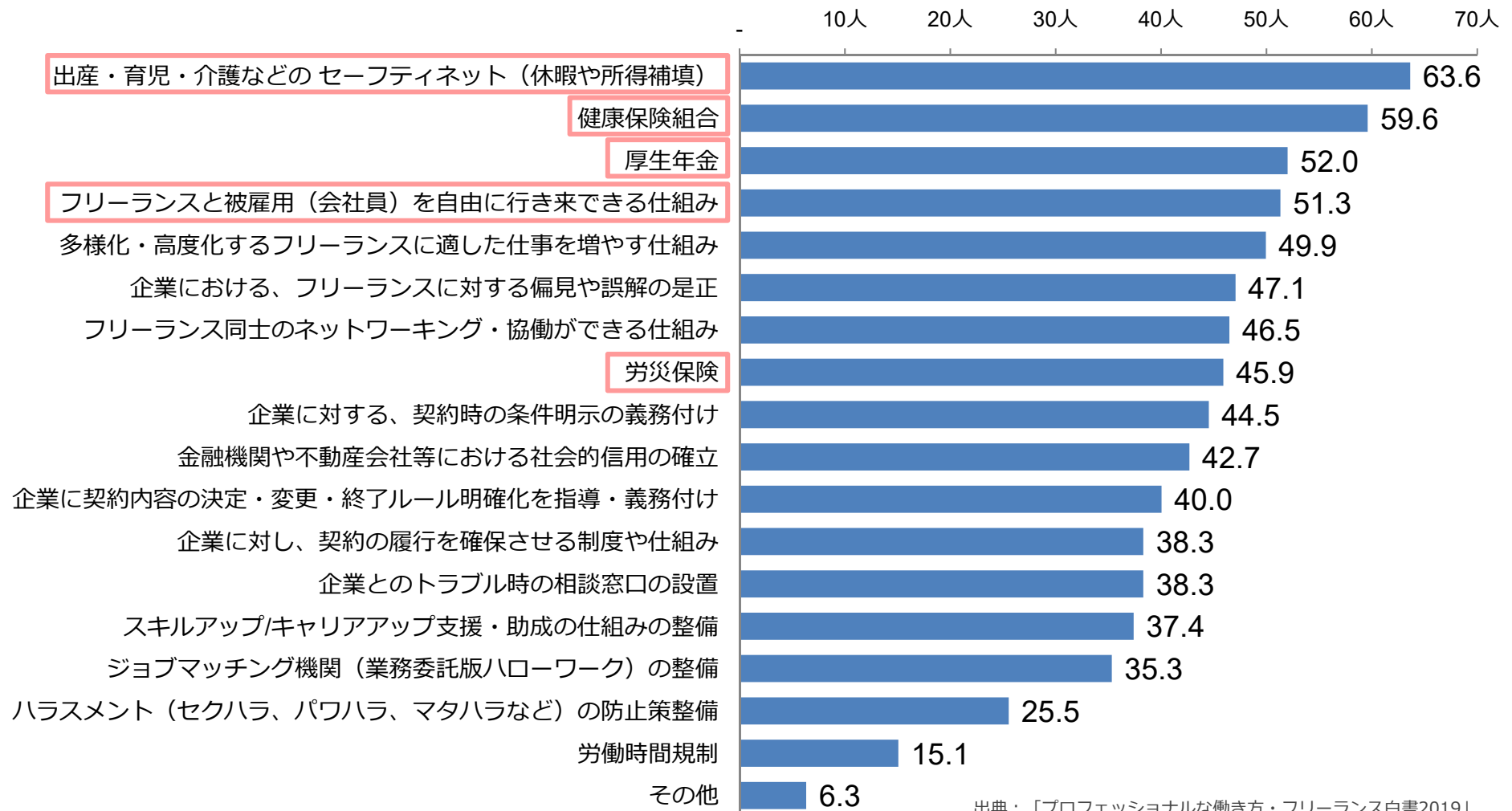
※総務省統計局 経済センサスにおける国内の「個人経営(法人としての登記をしていない個人が経営する経営体)」は209万(2014)
https://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf

当事者たちの課題認識(フリーランス白書2019)



Q. :フリーランスや副業をするといった新しい働き方を日本で選択しやすくするためには、何が重要だと思いますか？

→ライフリスクに回答が集中。社会保険のポータビリティを求める声も。



出典:「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2019」

当事者たちの課題認識(フリーランス白書2018 自由回答)



Q. :現在の働き方を続ける/成功させる上で重要だと思うものは？
→税制、子育て支援、社会保障（セーフティネット）などの
社会・福祉制度について書いた人：391人



n=1141

<主な回答>


- ・企業に勤めること前提の制度設計(年金、健保など)に無理が来ているのが現状。フリーランスのみならず、派遣社員、契約社員など正社員以外の法整備を進め、雇用の流動性を上げながらセーフティネットを広げることが、結果的に「新しい働き方」を支えるものとなるのではないか。
- ・正社員至上主義の感覚をなくし、どの働き方を選んでも格差のない保障を受けられるようにする必要がある。
- ・社会保険料や年金に対しての国も工夫が必要になると感じる。超高齢者社会の中で、今後も高齢のフリーランスも増えると考えられるのでそのあたりの対応も考えていただければと思う。
- ・国保・年金は高い。収入が安定しないのに前年度収入で算出されるため収入が合った翌年はキツイ。税金まわりも同じ。
- ・働く側としては社会制度が充実されていると嬉しいです。将来の事を考えて不安で一步を踏み出せない人もいます。安定するまでは仕事を取れるのかという不安や、病気などの場合のサポート面など。保障の充実や知識を得られる場があると良いと思います。
- ・誰もが選択できる働き方として、税金(納税)、年金制度、健康保険制度など社会保障制度の見直しが必要だと思います。
- ・年金や健康保険などが、フリーランスでも不利にならないような仕組みを作ることも大切。
- ・フリーランスへの新たな年金・健康保険制度
- ・保育園の優先順位が低いことの見直し
- ・フリーランスで働くことに対しての社会的な理解と保障が必要だと思います。

出典：「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2018」



フリーランスの健康リスク

健康診断や人間ドックに何年も行っていない人多数 「お腹が痛いふりをして健診してもらおう」がライフハックとして語り継がれる

 **ゆい!まるも部長**
@yuzusagi


昨日のイベントでまた感じたのが、
「フリーランスは健康管理を後回しにしがち」
ってこと!

- ✓フリーになってから健康診断行ってない
- ✓日常で運動する習慣ない
- ✓食生活おろそかになりがち
- ✓肩こりや腰痛に悩んでるけど特に何もしてない

って人が多い気がするなあ 😞
ん〜、助けない 😞


2:43 - 2016年12月11日

18件のリツイート 119件のいいね

 **おでん当番**
@studios


扶養範囲内で働いた方が世帯収入的に云々かんぬん...っての時折目にするが(まあ周りでは一切聞かないけど)、職場の健保組合から支給される傷病手当金の有り難みを知ってから、やはり何処かに「所属していないと怖い」
フリーでも働ける業界だけど、国保は高いし
いろいろ不利なんよねえ... 😞

13:07 - 2017年12月1日

 **フリーランスの健康リスク**
@yuzusagi

フリーランス系って労働時間不規則な人多いの?十数年前と違って企業側もそこまで無茶言わんようになってると思うんだけど。
自分もフリーランスだけどすごい規則的。Slerとドナドナ契約してるからサラリーマンとそんな変わらん。あ、でも確かに健康診断9年くらい行ってないや(汗)

5:41 - 2017年10月14日

 **フリー (個人事業) になって大変になったのは、国民健康保険料が異様に高いこと。組合に入るという手もあるけど、ライターだと入れるところがない...。これからフリーになる人は気をつけた方がいいよー**


7:57 - 2017年10月2日

 **田中真輔**
@yuzusagi

人間ドック、5万円は高いよー(T^T)
健康診断すら数年行ってないけども。
行かなきゃ行かなきゃとは思いつつ、後回しになっちゃうよね...

30才を過ぎたフリーランスは人間ドックへ行こう。わたしは「腎結石」が見つかった。
yuzuusagi.com/health-screening @yuzukkofox より

8:20 - 2018年10月2日

 **KZMHLO**
@yuzusagi

俺の知人でフリーランスの連中は、だいたい同じようなもんで人間ドックにも健康診断にも行ってない人が多い。件のデザイナー氏も同様だった。やばいよなあ。

22:25 - 2013年2月21日

出典: Twitter(「フリーランス」「健康診断」で検索)



現行の社会保険制度の問題点

フリーランスはあらゆるライフリスクにさらされている

健康保険

- ・ 傷病手当金、出産手当金が無い(国保の法律では任意給付)
- ・ 働き盛り世代の予防医療に割く財源の余裕がない
- ・ 経済的負担が大きい(74歳以下の高齢者や無職の人を自営業者が支える構造)

健康
リスク

雇用保険

- ・ 介護休業給付金がない
- ・ 育児休業給付金がない
- ・ 職業訓練給付金がない

妊娠・出産
リスク

労災保険

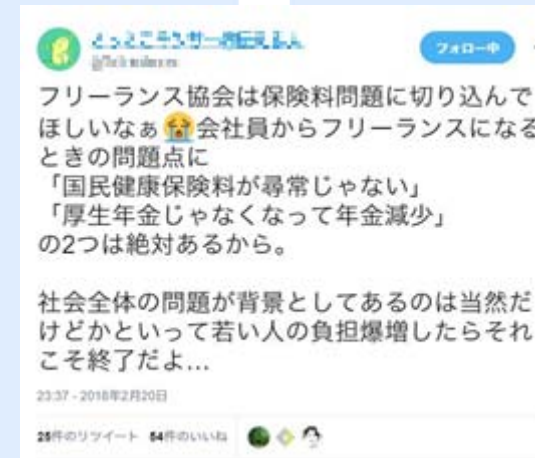
- ・ 病気やケガで働けなくなった瞬間に、収入が途絶える

介護
リスク

年金保険

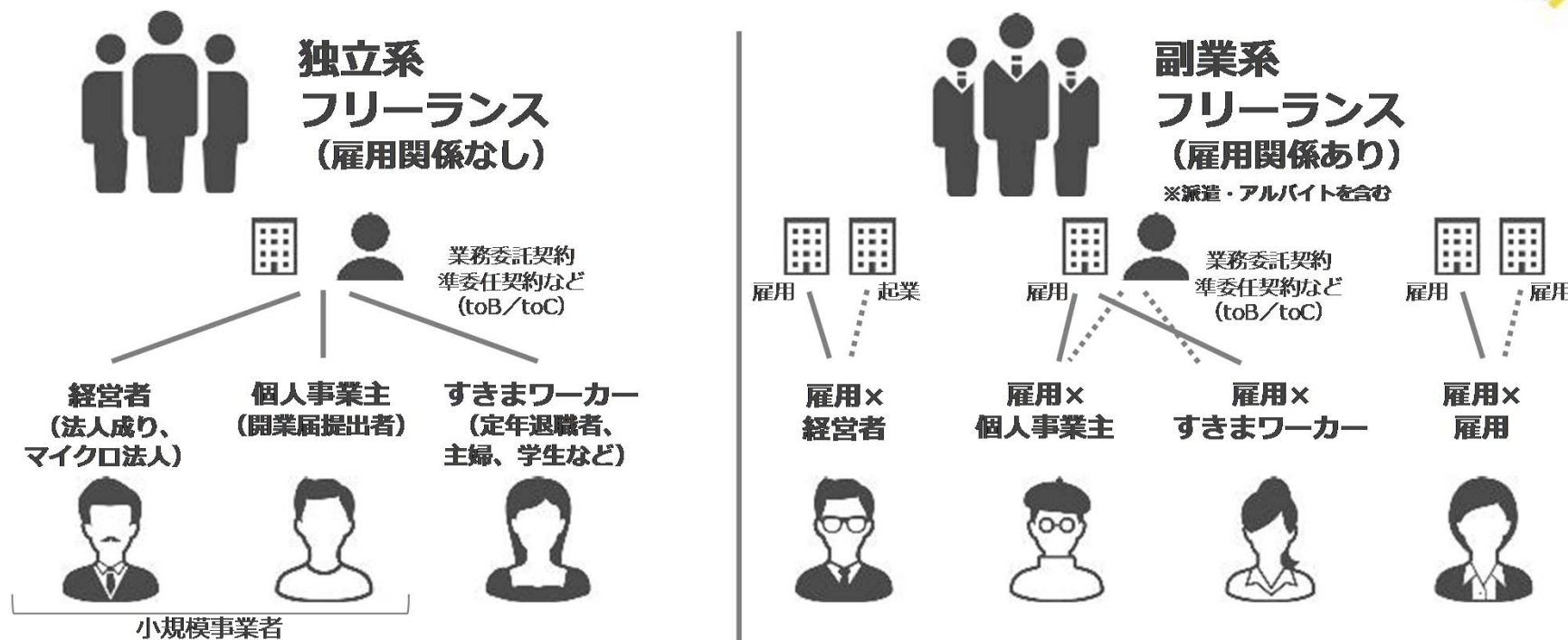
- ・ 一階建て年金で、老後の備えに会社員と大きな格差

長生き
リスク





事業形態による関連法、社会保険制度の違い



経済法（独禁法、下請法）、民法（請負、準委任）			適用法	労働法（本業時）＋経済法、民法（副業時）	労働法
協会けんぽor 健康保険組合	国民健康保険 or扶養	扶養or 国民健康保険	健康保険	健康保険組合	
第2号	第1号 (厚生年金なし)	第1号 or第3号	年金保険	第2号or第3号 (厚生年金あり)	
×	×	×	雇用保険	○ ※但し、副業としての業務は対象外	
	×		労災保険	○ ※但し、副業としての業務は対象外	
	※但し、特別加入制度あり		労働時間規制	本業では規制あり、副業は規制なし	
	規制なし			通算義務有	

出典：「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2019」



フリーランスの妊娠・出産リスク

- ・妊娠・出産・育児を経て仕事を継続している人の復帰タイミングは、産後2ヶ月以内が59.0%、産後1ヶ月以内でも44.8%にのぼる
- ・全体の63.1%が扶養ではなく自身で健康保険料を納付しているにもかかわらず、出産手当金の給付を受けられているのは僅か19.3%
- ・改善を求めるChange.orgの署名は14,000名に迫り、2018年6月厚労省へ提出



出典:「雇用関係によらない働き方と子育て研究会 提言書」



長生きリスク

支援制度の認知・理解がなされにくく、漠然とした不安だけが募る



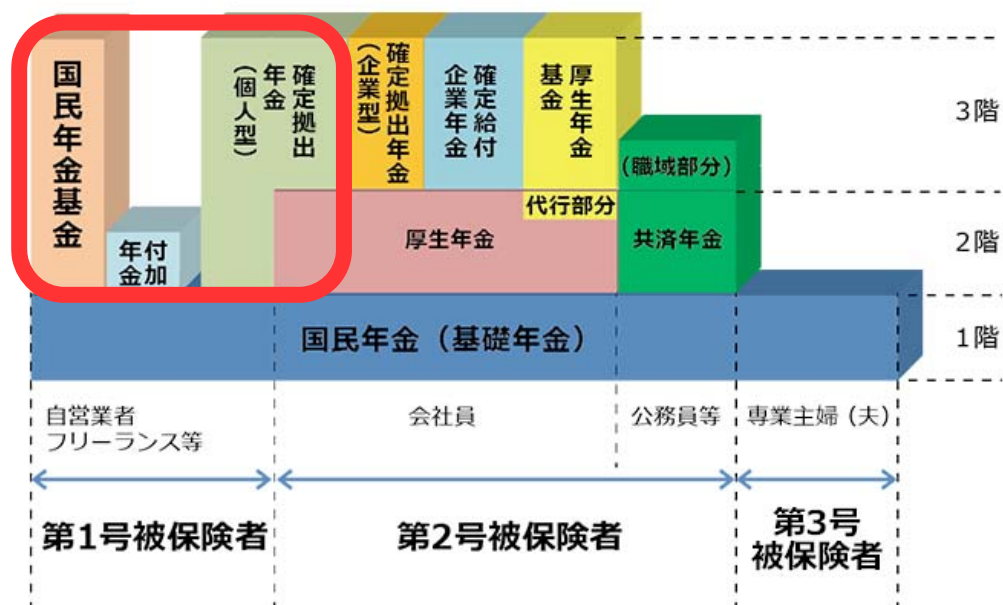
年金ってこんなに支払ってたんだ！
会社員時代は知らなかったけど、なかなか痛い出費…
二階建てなんてとても無理…



フリーランスは会社員より、もらえる年金が半分になるのか…
将来不安だな…



国民年金基金やiDecoの資料請求をしたけど、複雑すぎて理解できない…
自分には無理かも…



※平成27年1月現在

出典: 国民年金基金「老後のお金のギモン全部お答えします」



今こそ、転換期

▼これまで:根強い「自己責任論」、フリーランスは「選び、選ばれし者」



▼これから:人生100年、一億総活躍、「誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ」

誰もがフリーランスになりうる
誰もがフリーランスを選択できる
→働き方に中立な社会保険制度の実現を

出典：自民党人生100年戦略本部におけるフリーランス協会発表資料

健康観点からの「働き方に中立な社会保険制度」の方向性



案1: 職種不問の国民健康保険組合の設立

<現在の課題>

・国民健康保険法(昭和33年施行)

「同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する」

→多彩で多様なフリーランスを包括できない

・厚生省保険局長通知「国民健康保険組合設立の認可について」(昭和38年04月22日保発第7号)

「国民健康保険法は、国民健康保険組合の設立については、市町村の行なう国民健康保険の運営に支障を及ぼさないと認められる場合でなければ許可してはならないとし、極めて抑制的な態度をもつてこれに臨んでいるが、このことは同法が、市町村に対し被用者保険の体系に吸収し得ない地域住民を対象として国民健康保険事業を行なうことを義務として課する以上、みだりに地域住民の一部の脱落を許容して市町村が義務として維持する国民健康保険事業の健全な発展を阻害してはならないという配慮に基づくものであることは言うまでもない。とくに今日被用者保険の対象者が著しく増加している傾向にある現状において、国民健康保険組合の新規設立を漫然と許容することは、市町村営国民健康保険の今後の運営に影響するところが大きいから組合の新規設立については極めて慎重な態度をもつて臨むべきものとする。従って今後貴都道府県において組合設立の要望、認可申請の動き等があつた場合においては、関係者に前記の趣旨を十分周知させ過ぎを期するとともに、例外的に認可を要すると一応判断した場合においても事を処理する基本的態度及び手順について必ず事前に当局に内議の上事を決定されるよう配慮されたい」

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb0626&dataType=1&

→56年前の通知により、国民健康保険組合(国保組合)の新設は原則NGと認識されている

案2: 協会けんぽで個人事業主の加入受け入れ

<現在の課題>

・健康保険法(大正11年)

第八条「健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する」

→事業所＝法人であり、法人経営者か使用される者(被雇用者)でなければ加入できない



ギグエコノミーの光と影

アマゾンの倉庫vs
ウーバーの運転手vs
介護施設vs
コールセンター

さて、どれが一番きつい
仕事だったでしょう？

